

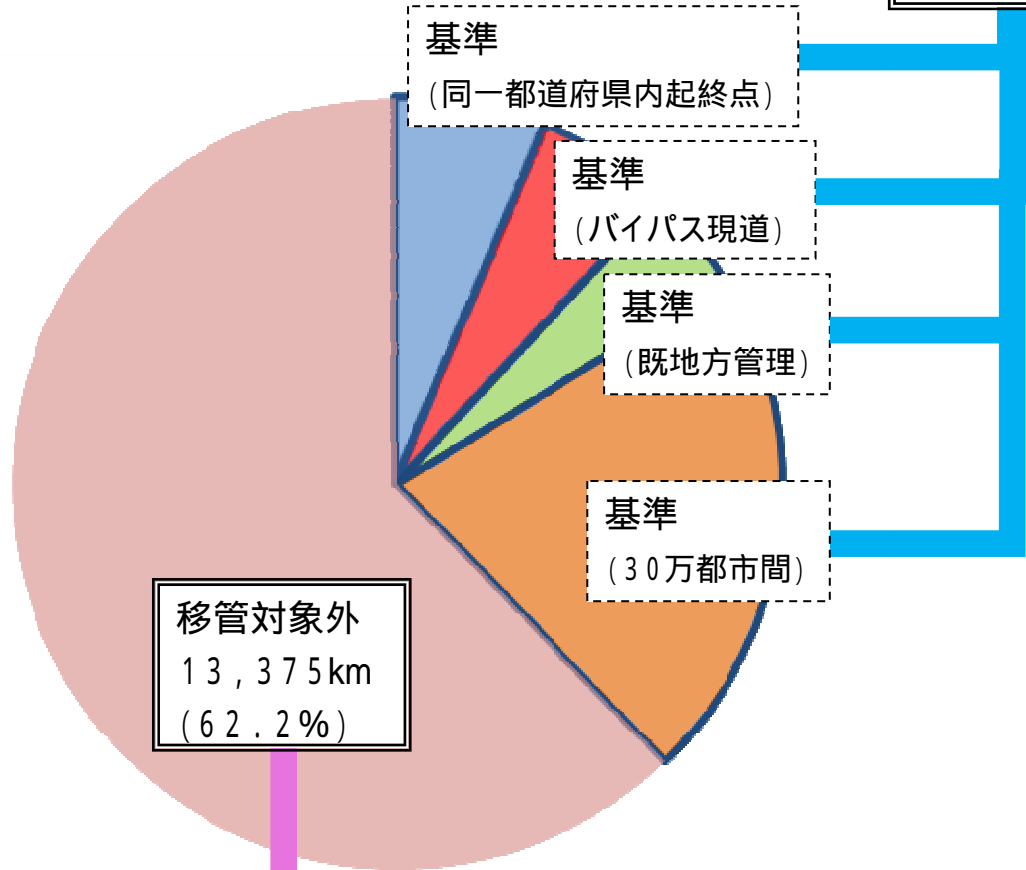
地方整備局（道路関係）

分権委勧告に基づく仕分け

直轄国道(高速自動車国道除く)
全体 21,500km

8,125km
(37.8%)

速やかに地方に移管(所在する都道府県対応)



高規格幹線道路のみ国に残す

- 高速自動車国道(供用延長約 7,700km)
(東名高速道路、名神高速道路、九州自動車道など)
- 一般国道のうち自動車専用道路
(供用延長約 1,900km)
(日高自動車道、首都圏中央連絡自動車道、西九州自動車道など)

その他の国道は地方に移管

《想定される論点》

- 整備中の区間についても地方移管とするか。
- 直轄国道の移管を受けた場合、どのような広域連携体制・方策が必要となるか。
- 大規模災害時の対応については、国との連携も含めどのような危機管理体制が必要となるか。